第2次湯沢町環境基本計画

令和3年3月

新潟県湯沢町



第2次湯沢町環境基本計画の策定にあたって

湯沢町は、新潟県の最南端部に位置し、魚野川や清津川などの清流が北流し、「日本百名山」に数えられている谷川岳や苗場山などの雄大な山々に囲まれた山岳地帯です。町内の大部分は、上信越高原国立公園と魚沼連峰県立自然公園に指定され、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

当地は江戸時代より、越後から関東に通ずる三国街道の宿場町として栄え、大正時代に初めてスキーが伝わり、昭和に入ると上越線全線開通が一大転機となり、温泉の再開発やスキーの普及とともに「スキーと温泉のまち」として脚光を浴びるようになりました。



美しく豊かな自然環境は、町民の暮らしに潤いを与えてくれるだけでなく、町の基 幹産業である観光を支える貴重な資源でもあり、昭和47年にはその良好な自然環境を保全し、より活用を図る べく「湯沢町自然保護憲章」を制定しました。

また、地球温暖化などが大きな環境問題となる中で、町は平成21年9月に制定した「湯沢町環境基本条例」 に基づき、平成24年4月に令和2年度までの9年間を計画期間とする「湯沢町環境基本計画」を策定し、地球 温暖化防止対策や低炭素・循環型社会の推進などについて、取り組んでまいりました。

このたび策定した「第2次湯沢町環境基本計画」では、根幹となる目指す環境像は継承しつつ、基本目標の 見直しやその目標に向けた取り組みの整理などを行い、よりわかりやすく実効性のある内容としました。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました湯沢町環境審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた町民、事業者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和3年3月

湯沢町長 田村正幸

計画の役割と位置づけ



対象地域と対象範囲

本計画の対象地域は、町内全域とします。なお、行政区域にとどまらな い広域的な対応が必要な場合は、国や県、他の自治体と連携・協力し て取り組みを進めることとします。

また、本計画ではこれまでの現状と課題を踏まえ、対象の分野を「自 然環境」「生活環境」「地球環境」そして「協働による環境保全」の計4 つに区分し、日常の身近な環境問題から地球規模の環境問題まで総 合的に捉えていきます。

計画期間

本計画の計画期間は、中・長期的な将来を見据え湯沢町総合計画の計 画期間との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間 とします。ただし、本町を取り巻く社会情勢や環境問題の変化などを 踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

自然環境

生物多様性、公園・緑地

生活環境

水質、大気、騒音•振動、 不法投棄、克雪利雪、 防災 など

地球環境

廃棄物の減量化・資源化、 再生可能エネルギー

協働による 環境保全

計画の目標と指針

自然を愛し自然とともに生きるまち ~つなごう未来へ美しい四季の湯沢~ 目指す環境像

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT

本計画の推進にあたり、それぞれの基 本目標において、持続可能な開発目 標(SDGs※)の17のゴールとの関連 性を明確にするうえで、SDGsの目標 を踏まえた施策を展開することが、持 続可能な社会の実現につながること となります。

**SDGs(エスディージーズ)は、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略 称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続 可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され た、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す 国際目標です。17のゴール(目標)と169のターゲッ トから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを 誓い、発展途上国、先進国に関わらず普遍的に取り組 むものとして、国においても積極的な取り組みが進め られています。









8 備きがいも 経済成長も

7

























15 Boso

42







自然を守り自然に親しむまち

目標に向けた取り組み

- 豊かな森林を保全します
- 心安らぐ田園風景を大切にします
- 生き物の多様性を守ります
- 公園・緑地を維持管理し緑化を推進します
- 自然とのふれあいを大切にします

基本目標2















安心して快適に暮らせるまち 目標に向けた取り組み

- 河川の水質を守ります
- きれいな空気を守ります
- 騒音・振動対策を推進します
- 化学物質などへの対策を推進します
- 不法投棄をなくします
- たばこの分煙・禁煙やポイ捨て対策を推進します
- 美しいまち並み景観を創造します
- 克雪対策を推進します
- 安心・安全な住環境を守ります

基本目標3







日標に向けた取り組み

ごみの減量化・資源化と適正処理を推進します

資源を大切にする地球環境にやさしいまち

エネルギーの有効利用を推進します

基本目標4

環境保全にみんなで取り組むまち









- 環境教育を推進します
- 歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します
- 環境保全活動を推進します



目標に向けた取り組み

ここでは、本計画が掲げる4つの基本目標の達成に向け、町・ 事業者・住民等の具体的な取り組みの方向を示します。

自然環境

自然を守り自然に親しむまち

清らかな水、澄んだ空気、緑あふれる山々など、湯沢町は豊かな自然環境に恵まれています。そこは多種多様な生物の生息・生育の場となっているだけでなく、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらす場でもあります。こうした湯沢町が誇る恵み豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくためにも、良好な自然を守り自然に親しむまちを目指します。

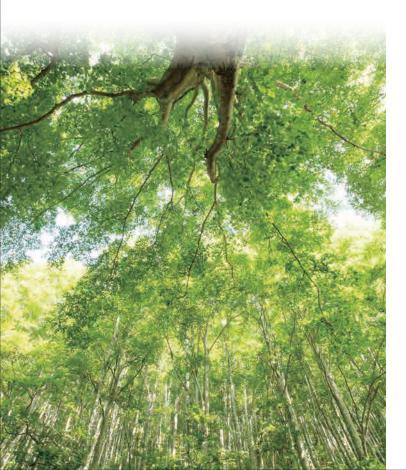
1 豊かな森林を保全します

住民等·事業者

- 山菜など動植物の乱獲をせず、保護に努めます。
- 地元の林産物を優先的に使用します。
- 森林所有者·使用者は、適切な管理を行います。
- 森林の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

温沢町

- 森林所有者への情報提供や啓発活動により、計画的な森林整備を促します。
- 水資源を守り、安定して供給するため、森林保全に取り組みます。
- 間伐材などの森林資源の利用を進めます。
- 森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の運用による森林整備を 推進します。
- 花粉の少ないスギ花粉症対策品種の情報提供や普及に努めます。
- 体験教室などのイベントを通じて、森林の重要性をPRします。



2 心安らぐ田園風景を大切にします

住民等·事業者

- 農薬の使用をできるだけ控えます。
- 地元の農産物を優先的に使用します。
- 耕作放棄地、休耕田の有効利用や景観維持に努めます。
- 農地の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

湯沢町

- 耕作放棄地、休耕田の発生防止や解消に努めます。
- 高品質米づくりや地場産野菜の普及に努め、農業振興を図ります。
- 農薬や肥料の適正な使用を推進します。
- 追払いや電気柵設置への補助、テレメトリーによる生態調査、学習会の開催など、有効的な有害鳥獣被害対策に取り組みます。



3 生き物の多様性を守ります

住民等·事業者

- 在来種への影響を理解し外来生物の放流・遺棄や持ち込みはしません。
- 希少な動植物の生息・生育に関する情報提供に協力します。

湯沢町

- 生物多様性に関する普及啓発を行い意識の高揚を図ります。
- 希少な動植物の生息・生育環境の適切な維持管理を推進します。
- 外来生物による生態系への被害防止に努めます。

4 公園・緑地を維持管理し緑化を推進します

(住民等·事業者)

- 公共の場である公園を大切にし、適正に使用します。
- ●住宅や事業所の敷地内緑化に努めます。

湯沢町

- 公園の適正な維持管理を推進し、快適な空間を提供します。
- 苗木や花苗を配布するとともに、町民の理解と協力のもとで植樹や花の 育成を推進します。
- 町の木、花のPRと普及に努めます。
- 街路樹の維持管理に努めます。
- 公共施設の敷地内緑化を推進します。

5 自然とのふれあいを大切にします

住民等·事業者

- 子どもたちが自然のなかで行うキャンプやレクリエーションなどに参加する機会を増やします。
- 自然のなかで動植物の観察や山菜採りを行い自然とふれあいます。
- 身近な自然の清掃活動に参加します。

湯沢町

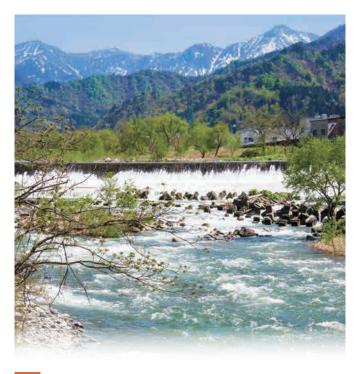
- 登山道や案内看板を整備し、自然 散策の安全性を高めます。
- 自然を生かした遊歩道を整備し、 自然とふれあう機会をつくります。



生活環境

安心して快適に暮らせるまち

日々、私たちが健康で快適な生活を送るためには、水や空気が良好な状態に保たれ、騒音などの環境公害に悩まされない生活環境が必要です。また、豪雪地帯における克雪対策や多発する自然災害への防災・減災対策の推進により、誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指します。



1 河川の水質を守ります

住民等·事業者

- 河川や用水路の清掃活動を行います。
- 水辺の開発・整備にあたっては、生態系や景観に配慮します。
- 下水道供用区域では、速やかに下水道に接続します。
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 合併処理浄化槽など排水処理設備の適正な点検管理を行います。

湯沢町

- 河川の水質検査を継続します。水質に汚染が認められた場合は、速やかに 周知するとともに、関係機関と連携して原因究明と対策に努めます。
- 灯油流出事故を未然に防止するため、啓発活動の充実を図り、給油自動停止装置などの普及に努めます。
- 下水道供用区域の水洗化を促進するため、接続の向上を図ります。
- 下水道未整備地域での合併処理浄化槽による生活排水処理の促進を図ります。

2 きれいな空気を守ります

住民等·事業者

- 近所への移動には車の使用を控えます。
- 自動車やバイクを運転するときは、エコドライブを実践します。
- 枯れ枝、枯れ草などは野焼きをせず、適正に処理します。
- ボイラーなどの燃焼温度に注意し、排ガスの適正化に努めます。

湯沢町

- 一般環境大気測定局(南魚沼市)における大気汚染物質の情報発信を継続 します。
- 光化学オキシダントの注意報発令時の連絡体制を維持し、新潟県光化学ス モッグ緊急時対策要綱に従って関係機関に注意報を連絡します。
- 野焼きの禁止を周知・啓発します。
- 低公害車や次世代自動車の導入を推進するための啓発を行います。
- アイドリングストップをはじめとしたエコドライブの普及に努めます。

3 騒音・振動対策を推進します

(住民等·事業者)

- 自動車やバイクはきちんと整備し、騒音などで迷惑をかけないよう配慮します。
- 音楽鑑賞や楽器演奏で近隣の迷惑にならないよう、音量と時刻に配慮します。
- ペットの鳴き声が迷惑とならないようしつけを充分に行います。
- 飲食店・サービス業などでは、深夜営業時の音量を控えます。
- 事業場、建設作業場などの騒音、振動の防止対策を行います。

湯沢町

- 自動車交通騒音の調査を実施します。
- 建築・土木業者に対して低騒音・低振動型の工法や機械の設置とともに防音 対策や作業時間帯の配慮を促します。
- 深夜営業の飲食店や店舗に対して、周辺の生活環境への配慮を促します。
- 日常生活に伴う騒音や振動を防止するため、各家庭にマナーの向上や自主 的対策と配慮を促します。
- 関係機関と協力し、改造車両の騒音防止に努めます。

4 化学物質などへの対策を推進します

住民等·事業者

- 化学物質について認識を深め適正に使用します。
- 保存料や着色料などの少ない食品を優先的に購入あるいは販売します。
- 有害化学物質の輸送や保管・使用時の汚染対策を講じます。

湯沢町

- 農薬の使用を抑制し、毒性の低いものを優先的に使用するよう啓発します。
- 農薬の化学物質、環境ホルモン、保存料及び着色料などに関する情報を提供します。
- 有害化学物質や放射性物質などに関する情報の収集や提供に努めます。

5 不法投棄をなくします

(住民等·事業者)

- 不法投棄は絶対にしません。
- 行楽地からはごみを持ち帰ります。
- 不用となった自動車、電化製品などは、適正に廃棄します。
- ペットのフンは放置せず適正に処理します。

湯沢町

- 不法投棄防止の広報活動(警告看板、広報、折込チラシ)を推進します。
- ●環境指導員によるパトロールや関係機関との連携により、不法投棄の防止 を推准します。
- ペットのフン害防止のための啓発活動を強化します。

6 たばこの分煙・禁煙やポイ捨て対策を推進します

住民等·事業者

- たばこの吸殻のポイ捨てはしません。
- 分煙場所、禁煙場所を守ります。

湯沢町

- 喫煙と健康被害について広報啓発を行います。
- 分煙、禁煙、吸殻のポイ捨て禁止への取り組みを町民や観光客にPRします。
- 人が集まる飲食店や事業所などでの分煙、禁煙を推進します。
- 湯沢町路上等の喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例(平成23年条例第 11号)に則り、禁煙や分煙を推進します。



7 美しいまち並み景観を創造します

住民等·事業者

- 建物や看板などを設置するときは、周囲の景観と調和したものとします。
- 駐車場を確保し、路上駐車を防止します。

湯沢町

- 建物の色彩や屋外広告物の設置などについて、景観に配慮したものとするよう規制・誘導を行います。
- 空き家や空き地の所有者に適正な管理を求めます。
- 公営駐車場の利用を促し路上駐車を防止します。

8 克雪対策を推進します

住民等·事業者

- 融雪屋根や耐雪住宅化を進めます。
- 除雪や雪下ろしのボランティアに積極的に参加します。
- 道路をはじめとする町の除排雪に協力します。
- 雪を活用する取り組みを行います。

湯沢町

- 冬季パトロール体制を強化し、降雪への迅速な対応を行います。
- 除雪ボランティア活動を推進し、高齢者世帯、女性の一人世帯や障がい者 世帯など弱者を守ります。
- 地下水に代わり、水温の高い下水道処理水を消雪に活用します。
- 老朽化した国道のトンネル改築、新規整備等を関係機関に要望します。
- 克雪·利雪に関する情報を提供します。
- 新しい雪処理方法について研究します。

9 安心・安全な住環境を守ります

住民等·事業者

- 自宅や事務所、店舗のバリアフリー化を推進します。
- 日頃から自主防災意識を高め、避難場所などを確認しておくとともに防災 訓練などに積極的に参加します。

湯沢町

- 災害発生時の情報網を整備し、迅速に伝達、避難ができるようにします。
- 公共施設の耐震化など災害に強いまちづくりを進めます。
- 建築物の耐震診断や耐震改修費用の一部助成などに関する情報を提供し、 耐震化の推進と意識の向上を図ります。
- 災害発生時の環境負荷を最小限に抑えるための仕組み(災害廃棄物処理計画等)を整備します。
- 町内会による自主防災組織の編成を推進します。
- 関係機関と連携して防犯体制を強化するとともに自治防犯会の育成を支援 します。
- 防犯灯の設置に対する補助を行います。
- 災害発生時の避難に関する情報を繰り返し周知します。

地球環境

資源を大切にする 地球環境にやさしいまち

地球温暖化による気候変動は、私たちの生活だけでなく自然の 生態系にもさまざまな影響を及ぼしています。環境への負荷を できるだけ少なくするためには、再生可能エネルギーの活用な ど低炭素型の暮らしを実現させる取り組みが必要です。また、廃 棄物の減量化・資源化や適正処理などの推進により、循環型社会 の形成を図り、資源を大切にする地球環境にやさしいまちを目 指します。

1 ごみの減量化・資源化と適正処理を推進します

住民等·事業者

- ものを大切に長期間使用します。
- 生ごみなどの堆肥化によりごみの減量化に努めます。
- 使い捨て製品でなく、詰め替え製品や再生原料を使用した製品などを優先的に購入します。
- マイバックの持参などにより、使い捨てプラスチック製品の使用を減らします。
- 両面印刷など紙の使用量の節約や環境へ負荷が少ない製品の購入に努めます。
- 容器包装の簡素化に努めます。
- 食材の使いきりや食べきりにより、食品ロスを減らします。
- 資源物の分別収集に協力します。
- ごみの減量化、リサイクル、適正処理を徹底します。

湯沢町

- 一般廃棄物処理基本計画に定める施策を着実に推進します。
- 生ごみ処理機の購入補助により、調理くずや残飯の堆肥化を推進します。
- マイバッグの普及促進とレジ袋の使用削減・過剰包装の抑制に取り組みます。
- ●資源物の分別収集を徹底し、再資源化を推進します。
- 食品□ス削減の普及・啓発に取り組み、ごみの減量化を推進します。
- 事業系ごみの分別や適正な処理の方法について指導・啓発を行います。
- 公共工事や委託業務において、コンクリートやアスファルト塊、公園や街路樹などの剪定した枝など、原材料として使用できるものの再利用を促進します。
- ■詰め替え製品、再生原料を使用した製品など、環境への負荷の少ない製品の購入(グリーン購入)保准を図ります。
- 使用済み天ぷら油を回収し、資源化します。

2 エネルギーの有効利用を推進します

住民等·事業者

- 再生可能エネルギーの活用に積極的に取り組みます。
- 低公害車や次世代自動車を優先的に購入します。
- 省エネ行動によるエコライフの意識を高めます。省エネ型の電化製品、照明などを優先的に使用します。
- 環境に配慮した事務用品や備品(ノンフロンタイプの冷蔵庫やエアコンなど)を使用します。
- クールビズの実施など環境にやさしい活動を行います。

湯沢町

- 雪資源の利活用など地域の特性を活かした新エネルギーの活用について検討します。
- 再生可能エネルギーを利用した機器の設置に対して補助します。
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共施設へLED照明などを導入し、省エネ型機器の普及促進を図ります。
- 省エネ行動によるエコライフの普及啓発に取り組みます。
- 低公害車や次世代自動車の導入を推進します。
- エコドライブの定着に向けた啓発を推進します。

協働による環境保全

環境保全にみんなで取り組むまち

目指す環境像を実現していくためには、町・事業者・住民等すべての主体が協働し、積極的に環境問題に取り組むことが重要です。効果的な環境教育や環境保全活動の推進により、地域全体で環境問題に対する意識を高め、環境保全にみんなで取り組むまちを目指します。

1 環境教育を推進します

住民等·事業者

- 環境に関するセミナーなどに積極的に参加し、環境に対する関心や認識を深めます。
- 環境に関する情報を積極的に入手し理解を深めます。
- 家庭、地域、職場における環境教育・啓発に取り組みます。

湯沢町

- 広報や各種イベントなどを活用して、環境に関する情報を積極的に提供し 意識の醸成を図ります。
- 環境に関するセミナーなどの実施により、身近に環境を学び理解を深める機会を増やします。
- 環境指導員を通じて、環境保全、衛生意識の啓発活動を積極的に展開します。
- 子どもたちが湯沢の自然と触れ合う学習を推進します。
- 学校、PTA、地域で連携して行う廃品回収、ごみ拾いを推進します。
- 栄養教諭による食育の授業を設け、給食を通じた環境教育を行います。
- 家庭、職場における食育について広報啓発を行います。
- 稲作や植樹などさまざまな体験学習を通じて、自然を守る心を育成します。
- 社会教育の一環として、世代に応じた環境学習の場を提供します。
- 観光客等に対する啓発活動を行います。

2 歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します

住民等·事業者

- 歴史的文化財への理解を深め、その 保存に協力します。
- 伝統を持つ事業者は、その継承に努力します。
- 開発事業等において、文化財の保護 と周辺の歴史的景観に配慮します。



湯沢町

- 文化財等を保全するとともに広報や社会教育活動を通じて文化財等の保護に関する町民意識の高揚を図ります。
- 開発行為に対し、史跡等の保全に関する指導を行います。
- 地域固有の文化を保存、継承する活動を支援します。
- 歴史民俗資料館の充実を図ります。
- 越後湯沢全国童画展の童画を文化的資源として活かします。
- 湯沢町の新しい文化の創造を支援します。

3 環境保全活動を推進します

住民等·事業者

- 環境にやさしいライフスタイルの実践を心がけます。
- 環境にやさしい事業活動の展開を考えます。
- 環境に関するイベントや地域で実施される環境保全活動に積極的に参加・協力します。
- 町などと協働による環境保全活動を推進します。

湯沢町

- 公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。
- 歩道の整備や自転車が利用しやすい環境の整備を推進します。
- 住民等や事業者による積極的な環境保全活動に対して支援します。
- 協働で環境保全活動に取り組む体制の整備を検討します。
- 住民等や事業者と協働による環境保全活動を推進します。

私たちの行動指針

地球温暖化をはじめ環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因していることから、未来にわたって地球環境を保護するために、目標に向けた取り組みの背景で、私たち一人ひとりが環境問題に対する関心を深め、環境に配慮した省エネ行動により地球環境にやさしいライフスタイルを実践していくことが重要です。ここではそうした行動のいくつかを例示します。

冷暖房

冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃を目安に、つけっぱなしにしないよう気を付けましょう。

照明・テレビ

蛍光灯や電球は省エネ型のものを使用し、照明やテレビ等のスイッチ はこまめに切りましょう。

台所・トイレなど

ライフスタイルや家族の人数に合わせて、大きさや機能を選択すると省エネにつながります。

自動車

運転マナーを守り、燃費を考えたエコドライブで安全運転を実践しま しょう。



計画の推進

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局と緊密な連携や調整を図りながら、事業者や住民等の協力のもと、計画に位置づけた施策の着実な推進に努めます。

湯沢町環境審議会

環境審議会は、湯沢町環境基本条例に基づき設置される環境の保全に関して基本的事項を審議する機関であり、環境保全活動に関する学識や経験を有する者、一般町民、事業者及び事業者団体の者、関係行政機関の職員などで構成されます。

審議会では、計画の策定、変更及び町の環境に関する各種施策に関連する 諮問に対して審議、答申するほか、環境政策に関する提言を行います。

湯沢町環境基本計画推進庁内会議

環境基本計画推進庁内会議は、庁内の関係部局の職員から構成され、各課と緊密な連携や調整を行いながら計画の立案と計画策定後の進行管理等を 行います。

環境情報の共有化

広報やインターネット等を利用して環境に関する正しい知識や情報の収集 と提供を図り、各主体が情報を共有することで、家庭、地域、職場などそれぞれの場で環境に配慮した行動をとれるようにしていきます。

湯沢町自然保護憲章

を保護することは、われら町民の責務である。われらはこの責務を忘れる行ないある。われらはこの責務を忘れる行ない

、自然は、自然の調和をそこなうことなく、自然をかしこく活用することによってく、自然をかしこく活用することによって保全される。災害防止施設、その他の公共施設の整備、産業の開発、観光レクリエーション施設の設置等の場合においても、自然を尊重配慮しなければならない。

で。 道路の清掃美化に努めなければならなおいては、自然環境に適合するよう配慮 おいては、自然環境に適合するよう配慮 では、自然環境に適合するよう配慮

し、これが実効を期さなければならない。町は、自然保護に関する対策を樹立

(昭和四十七年四月制定)

五、

美しい自然につつまれた やわたしたちのねがい~

雪のまち湯沢

さわやかな誰もが訪れたいまちすこやかな活力みなぎるまちきよらかな愛情あふれるまち

文化の香り高い町を豊かで明るく住みよいみんなで力をあわせ

つくりましょう

(昭和六十年十月制定)

町の花「コスモス」 (平成3年3月指定)

町の木「紅山桜」 (昭和48年5月指定)

●写真提供/ 湯沢里山クラブ代表 高橋正明



町章 (昭和40年12月制定)

新潟県湯沢町

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地 湯沢町役場 環境農林課

> TEL 025-788-0291 FAX 025-784-3582

https://www.town.yuzawa.lg.jp/



本誌は、新潟県、湯沢町 と共に取り組む「フジロックの森」プロジェクトの一 環として、フジロックの開 値地周辺の間伐材を活 用した紙「フジロック・ペーパー」を使用し、新潟 県の環境保全に貢献し